

富山県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第1条関係）

現行	改正案	備考
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—<u>第14条</u>）</p> <p>第2章 内国旅行の旅費（<u>第15条—第29条</u>）</p> <p>第3章 外国旅行の旅費（<u>第30条</u>）</p> <p>第4章 雑則（<u>第31条—第33条</u>）</p> <p>附則</p> <p>    第1章 総則</p> <p>第1条 略</p> <p>    （用語の意義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下_____同じ。）における旅行をいう。</p> <p>（3）略</p> <p>（4）出張 職員が公務のため一時その在勤公署（常時勤務する在勤公署のない職員についてはその住所又は居所_____）を離れて旅行するこ</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—<u>第9条</u>）</p> <p>第2章 内国旅行の旅費（<u>第10条—第21条</u>）</p> <p>第3章 外国旅行の旅費（<u>第22条</u>）</p> <p>第4章 雑則（<u>第23条—第27条</u>）</p> <p>附則</p> <p>    第1章 同左</p> <p>第1条 略</p> <p>    （用語の意義）</p> <p>第2条 同左</p> <p>（1）略</p> <p>（2）内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。<u>次号及び次条第2項において同じ。</u>）における旅行をいう。</p> <p>（3）略</p> <p>（4）出張 職員が公務のため一時その在勤公署（常時勤務する在勤公署のない場合又は任命権者（<u>県費負担教職員にあつては、市町村教育委員会</u>）若しくはその委任を受けた者（以下「<u>旅行命令権者</u>」という。）が認める場合には、その住所、<u>居所その他旅行命令権者が認める場所</u>）を離れて旅行するこ</p>	<p>条ずれの規定整備</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>規定整備</p> <p>在勤公署のない職員について、出張の出発地として旅行命令権者の認め</p>

とをいう。

(5) 略

(6) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又は遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。

(7) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいう。

(8) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(新設)

2 この条例において「何々地」という場合には、本邦にあつては市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域）をいい、外国にあつてはこれに準ずる

とをいう。

(5) 略

(6) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。

(7) 家族 内国旅行にあつては職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。

(8) 同左

(9) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の人事委員会規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、県と旅行役務提供契約（旅行者等が県に対して旅行に係る役務その他の人事委員会規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、県が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。）を締結したものをいう。

(削る。)

る場所を追加するもの

扶養親族を削除するもの

扶養親族の定義を削り、新たに家族を定義するもの

旅行役務提供者を定義するもの

実効性を失った規定を削除するもの

地域をいうものとする。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張し又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員\_\_\_\_\_又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1)、(2) 略

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の\_\_\_\_\_遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときには、当該遺族

(4) 職員が出張のため\_\_\_\_\_外国旅行中に退職等となつた場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(5) 職員が出張のため\_\_\_\_\_外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(新設)

(新設)

(旅費の支給)

第3条 同左

2 職員、その配偶者若しくは子又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1)、(2) 略

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

(4) 職員が、外国の在勤地において退職等となり、一定の期間内に本邦に帰住し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に退職等となつた場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(5) 職員が、外国の在勤地において死亡し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(6) 外国在勤の職員が死亡した場合において、当該職員の外国にある遺族（配偶者及び子に限る。）がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

(7) 外国在勤の職員の配偶者又は子が、当該職員の在勤地において死亡し、又は人事委員会規則で定める外国旅行中に死亡

規定整備

同上

同上

同上

同上

同上

3～5 略

6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）がその出発前に次条第3項の規定により旅行命令等を変更（取消を含む。以下同じ。）され又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額の中その者の損失となつた金額で人事委員会が定めるものを旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）が、旅行中交通機関等の事故又は天災その他人事委員会が 定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には概算払 を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で人事委員会が 定める金額を旅費として支給することができる。

(新設)

(旅行命令等)

した場合には、当該職員

3～5 略

6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合その他人事委員会規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で人事委員会規則で定めるものを旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者 \_\_\_\_\_ が、旅行中 \_\_\_\_\_ 天災その他人事委員会規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で人事委員会規則で定める金額を旅費として支給することができる。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合には、県が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

規定整備

現行の運用どおり規則に委任するもの

扶養親族を削除したことに伴う規定整備等

規定整備

現行の運用どおり規則に委任するもの

旅行役務提供者に旅費を支給することを可能にするもの

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により  
任命権者（県費負担教職員にあつては、市町村教育委員会）又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発  
する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によつて行わなければならない。

(1)、(2) 略

2 略

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は第5条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関し必要な事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、この限りでない。この場合において、旅行命令権者は、できるだけ速やかに旅行命令簿等に当該旅行に関し必要な事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示しなければならない。

5 前項の旅行命令簿等の提示については、富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成15年富山県条例第54号）第4条の規定は、適用しない。

6 旅行命令簿等の記載事項又は記録事項、様式その他の必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により  
旅行命令権者

の発  
する旅行命令又は旅行依頼（以下この条及び次条において「旅行命令等」という。）によつて行わなければならない。

(1)、(2) 略

2 略

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下この条において「旅行命令簿等」という。）に人事委員会規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかつた場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

（削る。）

規定整備

規定整備

同上

同上

同上

同上

<p>(旅行命令等に従わない旅行)</p> <p>第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。）に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p> <p>2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をしないとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけすみやかに、旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p>(旅行命令等に従わない旅行)</p> <p>第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p> <p>2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をしないとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p>規定整備 同上</p>
<p>(旅費の種類)</p> <p>第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、その他の交通費、日当、宿泊料、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、食卓料、移転料、転居費、着後手当、着後滞在費、扶養親族移転料、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とする。</p> <p>2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</p> <p>3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</p>	<p>(旅費の種目)</p> <p>第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃____、その他の交通費____、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当____、転居費____、着後滞在費____、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とする。</p> <p>2 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他人事委員会規則で定めるものをいう。第5項及び第10条第2項において同じ。）を利用する移動に要する費用とする。</p> <p>3 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこ</p>	<p>同上</p> <p>旅費法の改正に準じ、旅費の種類を廃止を行うもの</p> <p>旅費法の改正に準じ、旅費の種目の定義を変更するもの</p> <p>同上</p>

	<p>れに相当するものその他人事委員会規則で定めるものをいう。第5項及び第11条第2項において同じ。)を利用する移動に要する費用とする。</p>	
<p>4 航空賃は、航空旅行について、<u>路程に応じ旅客運賃により支給する。</u></p>	<p>4 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他人事委員会規則で定めるものをいう。第5項及び第12条第2項において同じ。)を利用する移動に要する費用とする。</p>	<p>同上</p>
<p>5 車賃は、<u>本邦内の陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、実費額又は路程に応じ1キロメートル当たりの定額により支給する。</u></p>	<p><u>(削る。)</u></p>	<p>旅費法の改正に準じ、旅費の種類 の廃止を行うもの</p>
<p>6 その他の交通費は、<u>外国旅行に伴う移動に係る費用について、実費額により支給する。</u></p>	<p>5 その他の交通費は、<u>鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とする</u>。</p>	<p>旅費法の改正に準じ、旅費の種目の 定義を変更するもの</p>
<p>7 日当は、<u>旅行（県内の旅行及び外国旅行を除く。）中の日数に応じ一日当たりの定額により支給する。</u></p>	<p><u>(削る。)</u></p>	<p>旅費法の改正に準じ、旅費の種類 の廃止を行うもの</p>
<p>8 宿泊料は、<u>内国旅行について、旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。</u></p>	<p><u>(削る。)</u></p>	<p>旅費法の改正に準じ、旅費の種目の 定義を変更するもの</p>
<p>9 宿泊費は、<u>外国旅行に伴う宿泊について、旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額又は実費額により支給する。</u></p>	<p>6 宿泊費は、<u>旅行中の宿泊に要する費用とする</u>。</p>	<p>旅費法の改正に準じ、旅費の種目の 定義を変更するもの</p>
<p>10 包括宿泊費は、<u>外国旅行に伴う移動及び宿泊について、実費額により支給する。</u></p>	<p>7 包括宿泊費は、<u>移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とする。</u></p>	<p>同上</p>
<p>11 宿泊手当は、<u>外国旅行に伴う宿泊に係る諸雑費について、旅</u></p>	<p>8 宿泊手当は、<u>宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための</u></p>	<p>同上</p>

行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。

12 食卓料は、内国旅行について、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。

13 移転料は、本邦内への赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当たりの定額により支給する。

14 転居費は、外国への赴任に伴う転居について、実費額により支給する  
\_\_\_\_\_。

15 着後手当は、本邦内への赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。

16 着後滞在費は、外国への赴任に伴う転居に必要な滞在について、支給する。

17 扶養親族移転料は、本邦内への赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。

18 家族移転費は、外国への赴任に伴う家族（職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。）の移転について、支給する。

19 渡航雑費は、外国旅行に伴う雑費について、実費額により支給する。

費用とする。

(削る。)

(削る。)

9 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第19条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とする。

(削る。)

10 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞りに係る費用とする  
\_\_\_\_\_。

(削る。)

11 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とする  
\_\_\_\_\_。

12 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とする  
\_\_\_\_\_。

旅費法の改正に準じ、旅費の種類  
の廃止を行うもの

旅費法の改正に準じ、旅費の種目の  
定義を変更するもの

旅費法の改正に準じ、旅費の種類  
の廃止を行うもの

旅費法の改正に準じ、旅費の種目の  
定義を変更するもの

旅費法の改正に準じ、旅費の種類  
の廃止を行うもの

旅費法の改正に準じ、旅費の種目の  
定義を変更するもの

20 死亡手当は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合について、定額により支給する  
\_\_\_\_\_。

21 内国旅行のうち第25条第1項に規定する旅行については、第1項に掲げる旅費に代え日額旅費を旅費として支給する。  
(旅費の計算)

第7条 旅費は、\_\_\_\_\_最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

第8条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のために現に要した日数による。

第9条 旅行者が同一地域（第2条第2項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の1割、滞日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の2割に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞日数から除算する。

第10条 私事のため在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合には、当該旅行については、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費

13 死亡手当は、職員又はその配偶者若しくは子の外国における死亡（第3条第2項第5号又は第7号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とする。  
(削る。)

(旅費の計算)

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によつて計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。  
(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

同上

旅費法の改正に準じ、日額旅費を廃止するもの  
規定整備

実効性を失った規定を削除するもの  
日当及び宿泊料の廃止に伴い、規定を削除するもの

同上

旅費法改正に伴い、人事委員会規則に規定するもの

を支給する。

第11条 1日の旅行において、日当又は宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。）について定額を異にする理由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

第12条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

（旅費の請求手続）

第13条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの

は、所定の請求書

に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者（以下

「支出担当者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出

（削る。）

（削る。）

（旅費の請求手続）

第8条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者（以下この条並びに第26条第1項及び第2項において「支出担当者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額

日当及び宿泊料の廃止に伴い、規定を削除するもの

旅費法改正に伴い、人事委員会規則に規定するもの

条の繰上げ

旅行役務提供者に旅費を支給することを可能にすることを伴う、規定整備等

<p><u>しなかつたため、その旅費の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支給</u> を受けることができない。</p>	<p><u>のうちその資料を提出しなかつたため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかつた部分の支給又は支払</u> を受けることができない。</p>	
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>	
<p>3 支出担当者等は、前項の規定による精算の結果過払金があつた場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。</p>	<p>3 同左</p>	
<p><u>(新設)</u></p>	<p>4 <u>支出担当者等は、その支出し、又は支払つた概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかつた場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかつた場合には、当該支出担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。</u></p>	<p>概算払に係る旅費が精算されなかつた場合等に給与等天引きを可能にするもの</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p>5 <u>第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて人事委員会規則で定めるものをいう。次項において同じ。）をもつて提出することができる。</u></p>	<p>請求書等の電磁的方法での提出を可能にするもの</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p>6 <u>前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。</u></p>	<p>規定整備</p>
<p>4 <u>第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式並びに第2項及び第3項に規定する期間</u></p>	<p>7 <u>第1項に規定する請求書及び必要な資料</u> の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに第4</p>	<p>同上</p>

\_\_\_\_\_は、人事委員会規則で定める。

(旅行依頼等の旅費)

第14条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定がある場合を除くほか、任命権者がそのつど定める。

第2章 内国旅行の旅費

(鉄道賃)

第15条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による

\_\_\_\_\_。

(1) その乗車に要する運賃

(2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金

(新設)

(新設)

(3) 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

(4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金

2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該

項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(旅行依頼等の旅費)

第9条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、任命権者がその都度定める。

第2章 同左

(鉄道賃)

第10条 鉄道賃の額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金（人事委員会が定める旅行に限る。）

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分さ

条の繰上げ  
規定整備  
同上

条の繰上げ、旅費  
法の改正に準じ、  
鉄道賃を改正する  
もの

当する場合に限り、支給する。

(1) 特別急行列車を運行する線路による県外の旅行で片道50キロメートル以上のもの（片道50キロメートル以上100キロメートル未満の県外の旅行にあつては、旅行命令権者が承認したものに限る。）

(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

(3) 特別急行列車又は普通急行列車のみを運行する線路による旅行で片道50キロメートル未満のもの

3 第1項第4号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

(船賃)

第16条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による

(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、

れた鉄道により移動するときは最下級の運賃の額とする。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(船賃)

第11条 船賃の額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(削る。)

(削る。)

(2) 寝台料金

条の繰上げ、旅費法の改正に準じ、船賃を改正するもの

前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(新設)

(5) 第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金

(6) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第17条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金（人事委員会が定める旅行に限る。）

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第12条 航空賃の額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第13条 その他の交通費の額は、次に掲げる費用（第2号から第

条の繰上げ、旅費法の改正に準じ、航空賃を改正するもの

旅費法の改正に準じ、その他の交通

	<p>5号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。</p> <p>(1) <u>道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃</u></p> <p>(2) <u>道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用</u></p> <p>(4) <u>人事委員会規則で定める旅行における人事委員会規則で定める私有車を利用する移動1キロメートルにつき37円</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げる費用に付随する費用</u></p>	<p>費を新設するもの</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(宿泊費)</u></p> <p>第14条 <u>宿泊費の額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して人事委員会規則で定める額(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として人事委員会規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</u></p>	<p>旅費法の改正に準じ、宿泊料を宿泊費に改正するもの</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(包括宿泊費)</u></p> <p>第15条 <u>包括宿泊費の額は、移動に係る第10条から第13条までの</u></p>	<p>旅費法の改正に準じ、包括宿泊費を</p>

(新設)

(新設)

(車賃)

第18条 車賃の額は、実費額による。

2 前項の規定にかかわらず、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により実費額によることができない場合には、車賃の額は、路程1キロメートルにつき37円とする。ただし、在勤公署を出発地とする旅行（人事委員会規則で定めるものを除く。）については、車賃は、支給しない。

3 前項に規定する車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第12条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

4 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(私有車の使用)

第18条の2 職員が旅行命令権者の承認を受けて、人事委員会規則で定める私有車（以下この条において「私有車」という。）を使用して旅行した場合には、当該旅行を第6条第5項の陸路旅行として車賃を支給する。

規定による額及び宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第16条 宿泊手当の額は、通常要する費用の額を勘案して人事委員会規則で定める1夜当たりの定額とする。

(転居費)

第17条 転居費の額は、転居の実態を勘案して人事委員会規則で定める方法により算定される額とする。

(削る。)

(削る。)

新設するもの  
旅費法の改正に準じ、宿泊手当を新設するもの  
旅費法の改正に準じ、移転料を転居費に改正するもの  
車賃をその他の交通費とするもの

同上

2 前項の規定により支給する車賃の額は、前条の規定にかかわらず、人事委員会規則で定める額による。

3 私有車を使用して旅行する場合の車賃の支給方法は、人事委員会規則で定める。

(日当)

第19条 日当の額は、県外の旅行1日につき2,200円(宿泊を伴わない線路による旅行で片道250キロメートル以上の場合には、3,300円)とする。

2 出発地から目的地までの行程が100キロメートル未満の県外の旅行の場合における日当の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額の2分の1に相当する額とする。

(新設)

(新設)

(削る。)

(着後滞在費)

第18条 着後滞在費の額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第19条 家族移転費の額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を

旅費法の改正に準じ、日当を廃止するもの

旅費法の改正に準じ、着後手当を着後滞在費に改正するもの

旅費法の改正に準じ、扶養親族移転料を家族移転費に改正するもの

(宿泊料)

第20条 宿泊料の額は、次の各号に掲げる宿泊先の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 甲地方（人事委員会規則で定める地域をいう。次号において同じ。） 1夜につき11,100円

(2) 乙地方（甲地方以外の地域をいう。次項において同じ。） 1夜につき10,000円

2 固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなして、前項の規定を適用する。

3 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食卓料)

第21条 食卓料の額は、1夜につき2,200円とする。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(移転料)

移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

旅費法の改正に準じ、宿泊料を宿泊費に改正するもの

旅費法の改正に準じ、食卓料を廃止するもの

旅費法の改正に準

第22条 移転料の額は、次の各号に掲げる額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表の定額による額
- (2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額
- (3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異るときは、同額の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

（着後手当）

第23条 着後手当の額は、第19条第1項に定める日当の額の5日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた第20条第1項に定める宿泊料の額の5夜分に相当する額の範囲内において人事委員会規則で定める額による。

（扶養親族移転料）

第24条 扶養親族移転料の額は、次の各号に掲げる額による。

（削る。）

（削る。）

じ、移転料を転居費に改正するもの

旅費法の改正に準じ、着後手当を着後滞在費に改正するもの

旅費法の改正に準じ、扶養親族移転

(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員担当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人をこえる者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第22条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）をこえることができない。

(3) 第1号アからウまでの規定により日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする

料を家族移転費に  
改正するもの

る。

2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であつた子をその赴任の後移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

(日額旅費)

第25条 第6条第1項に掲げる旅費に代え日額旅費を支給する旅行は、次の各号に掲げる旅行のうち当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認めて人事委員会が指定するものとする。

(1) 長期間の研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行

(2) 前号に掲げる旅行を除くほか、その職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張

2 日額旅費の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、人事委員会規則で定める。ただし、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、第6条第1項に掲げる旅費の額についてこの条例に定める基準をこえることができない。

第26条 削除

(同一地域内の旅行の旅費)

第27条 同一地域（第2条第2項に規定する地域の区分による同一の地域をいう。次項において同じ。）内における旅行については、着後手当及び扶養親族移転料は、支給しない。

2 県外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃及

(削る。)

(削る。)

(削る。)

旅費法の改正に準じ、日額旅費を廃止するもの

規定整備  
近距離の転居に係る転居費等の制限規定を規則委任することに伴う、規定整備

び車賃は、支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合、その実費額が1,100円を超えるときは、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃を支給する。

(退職者等の旅費)

第28条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費

とする。

(1) 職員が出張中に退職等となつた場合には、次に規定する旅費

ア 退職等となつた日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となつた事実の発生を知つた日（以下「退職等を知つた日」という。）にいた地までの前職務担当の旅費

イ 退職等を知つた日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知つた日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

(退職者等の旅費)

第20条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費（退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行に係るものに限る。）とする。

(1) 職員が出張のための旅行中に退職等となつた場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

（削る。）

（削る。）

(2) 職員が赴任のための旅行中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

条の繰上げ、規定整備

規定整備

同上

同上

同上

(新設)	2 前項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。	規定整備
(新設)	3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。	同上
(遺族の旅費)	(遺族の旅費)	
第29条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。	第21条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次に掲げる_____旅費とする。	条の繰上げ、規定整備
(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費	(1) 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費	規定整備
(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費	(2) 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、前号に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費	同上
2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第8号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。	2 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地に旅行するものとして計算した旅費(宿泊費及び包括宿泊費を除く。)とする。	同上
3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第24条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。	3 遺族が前2項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第8号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。	同上
第3章 外国旅行の旅費	第3章 同左	
(外国旅行の旅費)	(外国旅行の旅費)	

第30条 外国旅行の旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定の例による。この場合において、国家公務員の職務の級に相当する職員の職務の級については、人事委員会規則で定める。

第4章 雑則

(新設)

(旅費の調整)

第31条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費をこえた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費をこえるこ

第22条 同左

第4章 同左

(旅費の支給額の上限)

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（第13条第4号に掲げる費用を除く。）（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第10条第1項各号、第11条第1項各号、第12条第1項各号及び第13条各号（第4号を除く。）に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第7条、第14条、第15条、第17条、第18条、第19条第1項及び第22条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第24条 任命権者は、旅行者が県以外の者から旅費の支給を受ける場合その他 旅行における特別の事情により又は 旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えるこ

条の繰上げ

旅費法の改正に準じ、旅費の支給額の上限を規定するもの

同上

条の繰上げ、規定整備

ととなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

## 2、3 略

(旅費の特例)

第32条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条又は船員法（昭和22年法律第100号）第47条第1項若しくは第2項の規定に該当する理由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

2 任命権者は、職員について船員法第47条第2項の規定に該当する理由があつた場合において、前項の規定により当該職員に旅費を支給したときは、当該職員に対し、当該支給した旅費の償還を請求するものとする。

(新設)

ととなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

## 2、3 略

(旅費の特例)

第25条 同左

2 同左

(旅費の返納)

第26条 支出担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく人事委員会規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく人事委員会規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出担当者等は、前項

条の繰上げ

旅費の返納を規定するもの

旅費の返納の給与等天引きを可能に

(細則)  
 第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則  
 1～3 略  
 4 この条例中人事委員会が定めることとされている事項については、当該定がされるまでの間は、なお従前の例による。  
 5 内国旅行に係る船賃の額については、人事委員会が定める内国旅行（公務上の必要その他特別の事情があるものに限る。）のため支給するものを除き、当分の間、第16条第1項第2号中「上級の運賃」とあるのは、「下級の運賃」として、同号の規定を適用する。  
 6 内国旅行に係る鉄道賃及び船賃の額については、人事委員会が定める内国旅行（公務上の必要その他特別の事情があるものに限る。）のため支給するものを除き、当分の間、第15条第1項第3号及び第16条第1項第5号の規定にかかわらず、特別車両料金及び特別船室料金は、支給しない。

別表（第22条関係）

区分	金額
路程50キロメートル未満	107,000円

に規定する返納に代えて、当該支出担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、人事委員会規則で定める。

(細則)  
 第27条 同左

附 則  
 1～3 略  
 4 同左

(削る。)

(削る。)

(削る。)

するもの

規定整備

条の繰上げ

本則の改正に伴い実効性を失った規定を削除するもの

同上

移転料の廃止に伴い、距離区分ごとの定額を定めた別

路程50キロメートル以上100キロメートル未満	123,000円	表を削除するもの
路程100キロメートル以上300キロメートル未満	152,000円	
路程300キロメートル以上500キロメートル未満	187,000円	
路程500キロメートル以上1,000キロメートル未満	248,000円	
路程1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	261,000円	
路程1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	279,000円	
路程2,000キロメートル以上	324,000円	



3 平成10年3月に支給する期末手当に関する第1条第3項の規定の適用については、同項の規定によりその例によることとされる富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成9年富山県条例第46号）第1条の規定による改正後の富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号）第22条第2項中「100分の55」とあるのは、「100分の50」とする。

別表（第1条、第2条関係）

1 給料並びに内国旅行に係る鉄道賃等、車賃、日当、宿泊料及び食卓料

区分	給料	旅費					
		鉄道賃等	車賃	日当 (県外 の旅行 1日に つき)	宿泊料 (1夜につ き)		食卓料 (1夜 につ き)
					甲地方	乙地方	
知事	月額 1,300,000 円	鉄道賃、 船賃及び 航空賃の 額は、富 山県職員 等の旅費 に関する 条例（昭 和32年富	実費 額。た だし、 これに よりが たい場 合に は、1 キロメ	3,300円 (宿泊 を伴わ ない線 路によ る旅行 で片道 250キロ メートル	16,800 円	15,200 円	3,300 円

2 同左

別表（第1条、第2条関係）

1 給料

区分	給料	(削る。)
知事	月額 1,300,000 円	

項の繰上げ

規定整備

		山県条例第36号)の適用を受ける職員に準ずる。なお、別に定める特別の事情がある場合の航空賃の額は、実費額とする。	メートル以上の場合には5,000円)			
副知事	月額 1,020,000円		3,000円 (宿泊を伴わない線路による旅行で片道250キロメートル以上の場合には4,500円)	15,100円	13,600円	3,000円

備考 宿泊料の欄中甲地方及び乙地方とは、それぞれ富山県職員等の旅費に関する条例第20条第1項第1号に規定する甲地方及び同項第2号に規定する乙地方をいう。

2 内国旅行に係る移転料、着後手当及び扶養親族移転料

区分	移転料	着後手当及び扶養親族移転料
知事	国家公務員等の旅費に関する	一般職の職員の着後手当及び

副知事	月額 1,020,000円				

(削る。)

2 鉄道賃、船賃及び航空賃

区分	支給額
鉄道賃	運賃(運賃の等級が区分された鉄道に

一般職の旅費条例改正により実効性を失った規定を削除するもの  
鉄道賃、船賃及び航空賃の支給額を定めるもの

	る法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）（以下この表において「改正前の旅費法」という。）別表第1の2の表に掲げる内閣総理大臣等相当額	扶養親族移転料の例により算出した額
副知事	旅費法別表第1の2の表に掲げる指定職の職務又は7級以上の職務にある者相当額	

			より移動する場合は、最上級の運賃の額を上限とする。）、急行料金、寝台料金、座席指定料金、特別車両料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額
船賃			運賃（運賃の等級が区分された船舶により移動する場合は、最上級の運賃の額を上限とする。）、寝台料金、座席指定料金、特別船室料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額
航空賃	内国旅行の航空賃	知事	運賃（運賃の等級が区分された航空機により移動する場合は、最上級の運賃の額を上限とする。）、座席指定料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額
		副知事	運賃（運賃の等級が区分された航空機により移動する場合は、最下級の運賃の額を上限とする。）、座席指定料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額
	外国旅行の航空賃	知事	国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）に規定する内閣総理大臣等（内閣総理大臣、最高裁判所長官、国務大臣、最高裁判所判事、会計検査院長、人事院総裁及び

3 外国旅行に係る旅費

区分	旅費
知事	国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）に規定する内閣総理大臣等（内閣総理大臣、最高裁判所長官、国務大臣、最高裁判所判事、会計検査院長、人事院総裁及び検事総長を除く。）相当額
副知事	国家公務員等の旅費に関する法律施行令に規定する指定職員等相当額

		検事総長を除く。）相当額
	副知事	国家公務員等の旅費に関する法律施行令に規定する指定職員等相当額

3 宿泊費

区分	支給額
知事	国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2に規定する内閣総理大臣等の宿泊費基準額の例により算定した額
副知事	国家公務員等の旅費支給規程別表第2に規定する指定職員等の宿泊費基準額の例により算定した額

宿泊費を定めるもの

富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第3条関係）

現行	改正案	備考
<p>第1条～第3条 略 （費用弁償）</p> <p>第4条 議長、副議長及び議員が招集に応じ、又は委員会若しくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場に出席したときは、別表第2の額を費用弁償として支給する。</p> <p>2 議長、副議長及び議員が職務のため旅行したときは、<u>別表第3の</u> _____額を費用弁償として支給する。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>第5条、第6条 略 附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 この条例施行前に改正前の条例に基づいて、すでに議員等に支払われた昭和35年10月1日からこの条例施行の日までの期間に係る報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。</p> <p>3 <u>県外の旅行に係る鉄道賃及び船賃の額については、当分の間、</u></p>	<p>第1条～第3条 略 （費用弁償）</p> <p>第4条 同左</p> <p>2 議長、副議長及び議員が職務のため旅行したときは、<u>この条例に定めるものを除き、富山県職員等の旅費に関する条例（昭和32年富山県条例第36号）の例により算定した額を費用弁償として支給する。</u></p> <p>3 <u>前項の規定により支給する費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とし、その額のうち富山県職員等の旅費に関する条例により難いものについては、別表第3に定めるところによる。</u></p> <p>第5条、第6条 略 附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 同左</p> <p><u>（削る。）</u></p>	<p>規定整備</p> <p>旅費法の改正に準じた規定整備</p> <p>一般職の旅費条</p>

別表第3中「富山県職員等の旅費に関する条例（昭和32年富山県条例第36号）の適用を受ける職員」とあるのは「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に規定する指定職の職務にある者」として別表第3の規定を適用する。

4 平成10年3月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項の規定によりその例によることとされる富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成9年富山県条例第46号）第1条の規定による改正後の富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号）第22条第2項中「100分の55」とあるのは、「100分の50」とする。

5 令和2年12月に支給する議会の議長、副議長及び議員の期末手当は、富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（令和2年富山県条例第58号）第1条の規定による改正後の第5条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

別表第1 略

別表第2（第4条関係）

区分	費用弁償
車賃	路程1キロメートルにつき37円（高速自動車国道等の有料の道路を利用する場合であつて、議長が必要であると認めるときは、当該有料の道路を利用する

3 同左

4 同左

別表第1 略

別表第2（第4条関係）

区分	費用弁償
その他の交通費	同左

例改正により実効性を失った規定を削除するもの

項の繰上げ

同上

旅費法の改正に準じ、その他の交通費に改正す

	区間に係る通常の料金を加えた額)。ただし、公用車を利用した場合には、支給しない。
公務諸費	1日につき3,000円
宿泊料	1夜につき13,600円
	(議長が必要であると認めた場合に限る。)

別表第3 (第4条関係)

1 内国旅行の費用弁償

区分	費用弁償					
	鉄道賃等	車賃	日当 (県外の旅行1日につき)	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
				甲地方	乙地方	
議長	鉄道賃、船賃及び航空賃の額は、富山県職員等の旅費に関する条例(昭和32年富山県条例第36号)の適用を受ける職員に	実費額。ただし、これによりがたい場合に、1キロメートルにつき	3,300円(宿泊を伴わない線路による旅行で片道250キロメートル以上の場合には5,000円)	円	円	円
副議長 議員	準ずる。なお、別に定め	37円	3,000円(宿泊を伴わない線路によ	円	円	円
				16,800	15,200	3,300
				15,100	13,600	3,000

公務諸費	同左
宿泊費	1夜につき国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)別表第2に規定する指定職職員等の宿泊費基準額の例により算定した額(議長が必要であると認めた場合に限る。)

別表第3 (第4条関係)

1 鉄道賃、船賃及び航空賃

区分	費用弁償
鉄道賃	運賃(運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合は、最上級の運賃の額を上限とする。)、急行料金、寝台料金、座席指定料金、特別車両料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額
船賃	運賃(運賃の等級が区分された船舶により移動する場合は、最上級の運賃の額を上限とする。)、寝台料金、座席指定料金、特別船室料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額

るもの

旅費法の改正に準じ、宿泊費に改正するもの

鉄道賃、船賃及び航空賃を定めるもの

る特別の事情がある場合の航空賃の額は、実費額とする。	る旅行で片道250キロメートル以上の場合には4,500円)			
----------------------------	-------------------------------	--	--	--

備考 宿泊料の欄中甲地方及び乙地方とは、それぞれ富山県職員等の旅費に関する条例第20条第1項第1号に規定する甲地方及び同項第2号に規定する乙地方をいう。

2 外国旅行の費用弁償

区分	費用弁償
議長	国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）に規定する内閣総理大臣等（内閣総理大臣、最高

航空賃	内国旅行の航空賃	議長	運賃（運賃の等級が区分された航空機により移動する場合は、最上級の運賃の額を上限とする。）、座席指定料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額
		副議長	運賃（運賃の等級が区分された航空機により移動する場合は、最下級の運賃の額を上限とする。）、座席指定料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額
		議員	運賃（運賃の等級が区分された航空機により移動する場合は、最下級の運賃の額を上限とする。）、座席指定料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額
	外国旅行の航空賃	議長	国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）に規定する内閣総理大臣等（内閣総理大臣、最高裁判所長官、国務大臣、最高裁判所判事、会計検査院長、人事院総裁及び検事総長を除く。）相当額
		副議長 議員	国家公務員等の旅費に関する法律施行令に規定する指定職職員等相当額

(削る。)

2 宿泊費

区分	費用弁償
議長	国家公務員等の旅費支給規程別表第2に規定する内閣総理大臣等の宿泊費基準額の例により算定した額

一般職の旅費条例改正により実

効性を失った規定を削除するもの  
宿泊費を定めるもの

	裁判所長官、国務大臣、最高裁判所判事、会計検査院長、 人事院総裁及び検事総長を除く。)相当額		
副議長	国家公務員等の旅費に関する法律施行令に規定する指定職	副議長	国家公務員等の旅費支給規程別表第2に規定する指定職職
議員	職員等相当額	議員	員等の宿泊費基準額の例により算定した額

富山県監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第4条関係）

現行	改正案	備考
<p>(給料及び旅費並びに報酬及び費用弁償)</p> <p>第1条 常勤の監査委員の給料及び旅費並びに非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償は、別表により支給する。</p> <p>2 非常勤の監査委員の報酬は、選任された日から、失職し、又は退職したときはその日まで、死亡したときはその月まで支給する。ただし、勤務しない月は、支給しない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第2条、第3条 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 富山県監査委員の報酬及び費用弁償支給条例（昭和26年富山県条例第17号）は、廃止する。</p> <p>3 <u>県外の旅行に係る鉄道賃及び船賃の額については、当分の間、別表中「富山県職員等の旅費に関する条例（昭和32年富山県条例第36号）の適用を受ける職員」とあるのは「国家公務員等の旅費</u></p>	<p>(給料及び旅費並びに報酬及び費用弁償)</p> <p>第1条 常勤の監査委員の給料及び_____非常勤の監査委員の報酬_____は、別表により支給する。</p> <p>2 同左</p> <p>3 <u>常勤の監査委員の旅費及び非常勤の監査委員の費用弁償は、この条例に定めるものを除き、富山県職員等の旅費に関する条例（昭和32年富山県条例第36号）の例により支給する。</u></p> <p>4 <u>前項の規定により支給する旅費及び費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とし、その額のうち富山県職員等の旅費に関する条例により難いものについては、別表に定めるところによる。</u></p> <p>第2条、第3条 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 同左</p> <p><u>(削る。)</u></p>	<p>規定整備</p> <p>規定整備</p> <p>旅費法の改正に準じた規定整備</p> <p>一般職の旅費条例改正により実効性を失った規</p>

に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に規定する指定職の職務にある者」として別表の規定を適用する。

4 平成10年3月に支給する期末手当に関する第2条第2項の規定の適用については、同項の規定によりその例によることとされる富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成9年富山県条例第46号）第1条の規定による改正後の富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号）第22条第2項中「100分の55」とあるのは、「100分の50」とする。

別表（第1条関係）

1 給料又は報酬及び内国旅行の旅費又は費用弁償

区分	給料又は報酬	旅費又は費用弁償					
		鉄道賃等	車賃	日当 (県外 の旅行 1日に つき)	宿泊料 (1夜につ き)		食卓 料 (1 夜に つき)
					甲地方	乙地方	
県議会議員の中から選任された監査委員	月額 120,000 円	鉄道賃、 船賃及び 航空賃の 額は、富 山県職員 これ	実費 額。 ただ し、 これ	2,600円 (宿泊 を伴わ ない線 路によ	13,400 円	12,000 円	2,600 円

3 同左

別表（第1条関係）

1 給料又は報酬

区分	給料又は報酬	(削る。)
県議会議員の中から選任された監査委員	月額 120,000 円	

定を削除するもの

項の繰上げ

規定整備

識見 を有 する 者か ら選 任さ れた 監査 委員	常勤 の監 査委 員	月額 600,000 円	等の旅費 に関する 条例（昭 和32年富 山県条例 第36号） の適用を 受ける職 員に準ず る。	によ りが たい 場合 に は、 1キ ロメ ートル に つき 37円	る旅行 で片道 250キロ メートル 以上 の場合 には 3,900 円)			
--	---------------------	--------------------	--	--	---	--	--	--

備考 宿泊料の欄中甲地方及び乙地方とは、それぞれ富山県職員等の旅費に関する条例第20条第1項第1号に規定する甲地方及び同項第2号に規定する乙地方をいう。

2 外国旅行の旅費又は費用弁償

国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）に規定する職務の級が7級以上の者相当額

識見 を有 する 者か ら選 任さ れた 監査 委員	常勤 の監 査委 員	月額 600,000 円						
--	---------------------	--------------------	--	--	--	--	--	--

（削る。）

2 鉄道賃、船賃及び航空賃

区分	支給額
鉄道賃	運賃（運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合は、最上級の運賃の額を上限とする。）、急行料金、寝台料金、座席指定料金、特別車両料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額
船賃	運賃（運賃の等級が区分された船舶により移動する場合は、最上級の運賃の

一般職の旅費条例改正により実効性を失った規定を削除するもの

鉄道賃、船賃及び航空賃の支給額を定めるもの

(新設)

		額を上限とする。)、寝台料金、座席指定料金、特別船室料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額
航空賃	内国旅行の航空賃	運賃(運賃の等級が区分された航空機により移動する場合は、最下級の運賃の額を上限とする。)、座席指定料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額
	外国旅行の航空賃	国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和6年政令第306号)に規定する指定職職員等相当額

3 宿泊費

国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)別表第2に規定する指定職職員等の宿泊費基準額の例により算定した額

宿泊費を定めるもの

富山県各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償支給条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第5条関係）

現行	改正案	備考
<p>(報酬)</p> <p>第1条 別表第1に掲げる委員会の委員等（以下「委員等」という。）には、その職務に従い、同表に掲げる額の報酬を支給する。ただし、県から給料を受ける職にある者には支給しない。</p> <p>第2条～第4条 略</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第5条 委員等が執務のため旅行したときは、別表第1に掲げる額の費用弁償を支給する。</p> <p>(実費弁償)</p> <p>第6条 別表第2に掲げる者には、同表に掲げる額の実費を弁償する。</p> <p>第7条 略</p> <p>附 則</p> <p>1、2 略</p> <p>3 選挙長、審査分会長及び選挙分会長以外の委員等の県外の旅行に係る鉄道賃及び船賃の額については、当分の間、別表第1中「富山県職員等の旅費に関する条例（昭和32年富山県条例第36号。以下「旅費条例」という。）の適用を受ける職員」とあるのは「<u>国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に規定する指定職の職務にある者</u>」として別表第1の規定を適用する。</p> <p>別表第1（第1条、第5条関係）</p>	<p>(報酬)</p> <p>第1条 同左</p> <p>第2条～第4条 略</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第5条 同左</p> <p>(実費弁償)</p> <p>第6条 同左</p> <p>第7条 略</p> <p>附 則</p> <p>1、2 略</p> <p>3 選挙長、審査分会長及び選挙分会長以外の委員等の県外の旅行に係る鉄道賃及び船賃の額については、当分の間、別表第1中「富山県職員等の旅費に関する条例（昭和32年富山県条例第36号。以下「旅費条例」という。）の適用を受ける職員」とあるのは「<u>国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）に規定する指定職職員等</u>」として別表第1の規定を適用する。</p> <p>別表第1（第1条、第5条関係）</p>	<p>旅費法の改正に伴う規定整備</p>

1 報酬及び内国旅行の費用弁償

区分	報酬	費用弁償							
		鉄道賃等	車賃	日当 (県外 の旅行 1日に つき)	宿泊料 (1夜に つき)		(新 設)	食卓 料 (1 夜に つき)	
					甲地 方	乙地 方			
教育委員会	教育長代理である委員 33,000 教育長代理以外の委員 28,000	円	鉄道賃、船賃及び航空賃の額は、富山県職員等の旅費に関する条例(昭和32年富山県条例第36号。以下「旅	実費額。ただし、これに よりがたい場合に は、1キロメートルにつき37円(以下「実費額等」という。)	2,600	13,400	12,000	円	2,600
選挙管理委員会	委員長 29,000 委員長以外の委員 24,000 臨時委員 24,000	円	山県職員等の旅費に関する条例(昭和32年富山県条例第36号。以下「旅	合(以下「宿泊を伴わない場合」					
人事委員会	委員長 29,000 委員長以外の委員 26,000	円	32年富山県条例第36号。以下「旅	額等」という。)					

1 報酬及び内国旅行の費用弁償

区分	報酬	費用弁償						
		鉄道賃等	その他 の交通 費	(削 る。)	宿泊費 (1夜に つき)	包括宿 泊費	宿泊 手当 (1 夜に つき)	
教育委員会	教育長代理である委員 同左 教育長代理以外の委員 同左	円	同左	同左	同左	同左	同左	同左
選挙管理委員会	委員長 同左 委員長以外の委員 同左 臨時委員 同左	円	同左	同左	同左	同左	同左	同左
人事委員会	委員長 同左 委員長以外の委員 同左	円	同左	同左	同左	同左	同左	同左

旅費法の改正に準じ、旅費の種目及び内容を改めるもの

公安委員会	委員長	月額 220,000	費条例」とい う。)には 3,900)	とい う。)					
	委員長以外の委員	月額 200,000							
労働委員会	会長である委員	日額 29,000	の適用を受け る職員に準ず る。						
	会長代理である委員	日額 26,000							
	公益委員	日額 25,000							
	使用者委員及び労働者委員	日額 24,000							
収用委員会	会長である委員	日額 29,000							
	その他の委員及び予備委員	日額 24,000							
海区漁業調整委員会	会長である委員	日額 29,000	航空賃の額は、旅 費条例の適用を受け	鉄道賃、船賃及び航空賃は、旅 費条例の適用を受け	実費額 等	2,600	13,4	12,0	2,600
	会長代理である委員	日額 26,000							
	会長及び	日額							

公安委員会	委員長	同左							
	委員長以外の委員	同左							
労働委員会	会長である委員	同左							
	会長代理である委員	同左							
	公益委員	同左							
	使用者委員及び労働者委員	同左							
収用委員会	会長である委員	同左							
	その他の委員及び予備委員	同左							
海区漁業調整委員会	会長である委員	同左							
	会長代理である委員	同左							
	会長及び	同左							

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--



視察委員会	12,000						
選挙長	日額 12,200	鉄道賃、船等	実費額 2,600	13,400	12,000		
審査分会長	日額 12,200	賃及び航空賃					
選挙分会長	日額 12,200	の額は、旅費条例の適用を受ける職員に準ずる。					
投票所の投票管理者	日額 14,500	鉄道賃、船等	実費額	＝	＝	＝	
共通投票所の投票管理者	日額 14,500	賃及び航空賃					
期日前投票所の投票管理者	日額 12,800	の額は、旅費条例の適用					
開票管理者	日額 12,200	を受ける職員					
投票所の投票立会人	日額 12,400	に準ず					
共通投票所の投票	日額						

視察委員会							
選挙長	同左	同左	同左				
審査分会長	同左						
選挙分会長	同左						
投票所の投票管理者	同左	同左	同左				
共通投票所の投票管理者	同左						
期日前投票所の投票管理者	同左						
開票管理者	同左						
投票所の投票立会人	同左						
共通投票所の投票	同左						





	して収用 委員会が 知事と協 議して定 める額					
土地収用法施行令 (昭和26年政令第 342号) 第1条の 7の5第3項第2 号に規定する鑑 定人	鑑定に当 たり必要 とした特 別の技能 の程度又 はこれに 要した時 間を考慮 して知事 が定める 額	実費額 等	2,200 (宿泊 を伴わ ない場 合には 3,300)	11,100	10,000	
統計調査員	日額 10,000円 以内で知 事が定め る額	鉄道 賃、船 賃及び 航空賃 の額 は、旅 費条例 の適用 を受け	実費額 等	2,200 (宿泊 を伴わ ない場 合には 3,300)	11,100	10,000

—	土地収用法施行令 (昭和26年政令第 342号) 第1条の 7の5第3項第2 号に規定する鑑 定人	同左				同左
—	統計調査員	同左	同左	同左		同左


		る職員に準ずる。							
公害紛争処理法施行令（昭和45年政令第253号）第10条の規定による鑑定人	鑑定に当たり必要とした特別の技能の程度又はこれに要した時間を考慮して知事が定める額	鉄道賃及び船賃の額は、旅費条例の適用を受ける職員に準ずる。	実費額等	2,200 (宿泊を伴わない場合には3,300)	11,100	10,000		2,200	
前各項に掲げる者以外の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する職にある者	勤務形態又は職務内容を考慮して知事が定める額	知事が定める額							
備考 宿泊料の欄中甲地方及び乙地方とは、それぞれ旅費条例第20条第1項第1号に規定する甲地方及び同項第2号に規定する乙地方をいう。									
2 外国旅行の費用弁償 国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定									

公害紛争処理法施行令（昭和45年政令第253号）第10条の規定による鑑定人	鑑定に当たり必要とした特別の技能の程度又はこれに要した時間を考慮して知事が定める額	鉄道賃、船賃及び航空賃の額は、旅費条例の適用を受ける職員に準ずる。	実費額等	2,200 (宿泊を伴わない場合には3,300)	11,100	10,000		2,200	
前各項に掲げる者以外の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する職にある者	勤務形態又は職務内容を考慮して知事が定める額	知事が定める額							
備考 宿泊料の欄中甲地方及び乙地方とは、それぞれ旅費条例第20条第1項第1号に規定する甲地方及び同項第2号に規定する乙地方をいう。									
2 同左									

一般職の旅費条例改正により実効性を失った規定を削除するもの

の例による。この場合において、国家公務員の職務の級に相当する委員等に係る職務の級の区分については、勤務形態又は職務内容を考慮して知事が定める。

別表第2（第6条関係）

区分	実費弁償					
	鉄道賃等	車賃	日当	宿泊料		食卓料
			(県外の旅行1日につき)	(1夜につき)	(新設)	
地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第1項後段の規定により出頭した選挙人その他の関係人	鉄道賃、船賃及び航空賃の額は、旅費条例の適用を受け職員に準ずる。	実費額等	円	円	円	—
地方自治法第115条の2第1項（第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会に参加した者			2,200	11,100	10,000	
地方自治法第115条の2第2項（第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により出頭し			(宿泊を伴わない場合には3,300)			

別表第2（第6条関係）

区分	実費弁償					
	鉄道賃等	その他の交通費	(削る。)	宿泊費	包括宿泊費	宿泊手当
				(1夜につき)		(1夜につき)
地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第1項後段の規定により出頭した選挙人その他の関係人	同左	同左	旅費条例の適用を受ける職員に準ずる。	旅費条例の適用を受ける職員に準ずる。	旅費条例の適用を受ける職員に準ずる。	—
地方自治法第115条の2第1項（第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会に参加した者						
地方自治法第115条の2第2項（第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により出頭し						

旅費法の改正に伴い、旅費の種目及び内容を改めるもの

た参考人								た参考人								
地方自治法第199条第8項の規定により監査委員の求めに応じて出頭した関係人								地方自治法第199条第8項の規定により監査委員の求めに応じて出頭した関係人								
地方自治法第251条の2第9項の規定により自治紛争処理委員の求めに応じて出頭した当事者及び関係人								地方自治法第251条の2第9項の規定により自治紛争処理委員の求めに応じて出頭した当事者及び関係人								
公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第1項の規定により選挙管理委員会の求めに応じて出頭した選挙人その他の関係人								公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第1項の規定により選挙管理委員会の求めに応じて出頭した選挙人その他の関係人								
地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第6項の規定により人事委員会が喚問した証人								地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第6項の規定により人事委員会が喚問した証人								
労働組合法（昭和24年法律第174号）第22条第1項の規定により労働委員会が出頭を求めた使用者又はその団体、労働組合その他の関係者及び同法第27条の7第1項第1号の規定により労働委員会が出頭を命じた証								労働組合法（昭和24年法律第174号）第22条第1項の規定により労働委員会が出頭を求めた使用者又はその団体、労働組合その他の関係者及び同法第27条の7第1項第1号の規定により労働委員会が出頭を命じた証								

人						人								
土地収用法第65条第1項第1号の規定により収用委員会が出頭を命じた参考人						土地収用法第65条第1項第1号の規定により収用委員会が出頭を命じた参考人								
土地収用法施行令第1条の7の5第3項第2号に規定する参考人						土地収用法施行令第1条の7の5第3項第2号に規定する参考人								
建設業法（昭和24年法律第100号）第32条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により意見を求められて出頭した参考人						建設業法（昭和24年法律第100号）第32条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により意見を求められて出頭した参考人								
建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第3項の規定により出頭した参考人						建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第3項の規定により出頭した参考人								
公害紛争処理法施行令第10条の規定により出頭した参考人						公害紛争処理法施行令第10条の規定により出頭した参考人								
建築基準法（昭和25年法律第201号）第83条の規定に基づく富山県建築審査会条例（昭和25年富山県条例第42号）第5条の規定により出頭した関係人						建築基準法（昭和25年法律第201号）第83条の規定に基づく富山県建築審査会条例（昭和25年富山県条例第42号）第5条の規定により出頭した関係人								

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第223条第1項の規定により司法警察職員の求めに応じて出頭した者						刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第223条第1項の規定により司法警察職員の求めに応じて出頭した者					
介護保険法（平成9年法律第123号）第194条第1項の規定により介護保険審査会に出頭した関係人						介護保険法（平成9年法律第123号）第194条第1項の規定により介護保険審査会に出頭した関係人					
国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第101条第1項の規定により国民健康保険審査会に出頭した関係人						国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第101条第1項の規定により国民健康保険審査会に出頭した関係人					
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第103条第1項（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の5の5第2項において準用する場合を含む。）の規定により障害者介護給付費等不服審査会に出頭した関係人						障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第103条第1項（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の5の5第2項において準用する場合を含む。）の規定により障害者介護給付費等不服審査会に出頭した関係人					
高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第130条において準用						高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第130条において準用					

<p>する国民健康保険法第101条第1項の規定により後期高齢者医療審査会に出頭した関係人</p>		<p>する国民健康保険法第101条第1項の規定により後期高齢者医療審査会に出頭した関係人</p>		<p>一般職の旅費条例の改正により実効性を失った規定を削除するもの</p>
<p>富山県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年富山県条例第41号）第10条第1項の規定により出頭した者</p>	<p>富山県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年富山県条例第41号）第10条第1項の規定により出頭した者</p>			
<p>備考 宿泊料の欄中甲地方及び乙地方とは、それぞれ旅費条例第20条第1項第1号に規定する甲地方及び同項第2号に規定する乙地方をいう。</p>		<p>（削る。）</p>		